

件名	亀山市議会基本条例の一部を改正する条例	議会事務局 議事調査室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>地方自治法では、議会の議長の議事整理権及び議会代表権を、亀山市議会委員会条例では、委員会の委員長の議事整理権及び秩序保持権を規定しています。</p> <p>こうした職務権限を持つ議長及び委員長が職務を遂行するうえでの責務を明確にするため、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>(1) 議長の責務として、「議長は、議会の代表者として、中立かつ公正な立場で職務を遂行するとともに、議会の品位を保持し、民主的な議会運営を行わなければならない」ことを規定します。 &lt;新第6条関係&gt;</p> <p>(2) 委員長の責務として、「委員会の委員長は、委員会において、中立かつ公正な立場で職務を遂行しなければならない」ことを規定します。 &lt;新第7条関係&gt;</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		